

公 告

次世代産業マッチング支援業務委託に係る委託候補者を決定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 企画提案競技に付する事業

(1) 委託業務名

次世代産業マッチング支援業務

(2) 目的

島根県が設定する次世代産業分野について、事業の方向性、課題解決のニーズ、製品・技術・ノウハウ等に補完関係や相乗効果がある企業をマッチングさせることで、新たな製品やサービスの開発等につなげ、オープンイノベーションによる次世代産業分野への展開を促進し、もって本県の地域活性化に寄与することを目的とする。

(3) 仕様

「次世代産業マッチング支援業務 提案競技 仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

(5) 委託料上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

(1) 単独の法人、もしくは、複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 次の各号を満たす者であること。

- ① 参加する単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員が、国や地方自治体との間で類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ④ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ⑤ 島根県の区域内に事業所を有している者にあつては、島根県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道

府県における都道府県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

- ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- ⑧ 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 企画提案募集説明会

次のとおり企画提案募集説明会を開催する。

ア 日時

令和6年7月23日（火）10時00分

イ 実施方法

オンラインにより開催。

エ（エ）により報告を受けた電子メールアドレスに招待メールを送付する。

ウ 内容

（ア）当業務の目的、仕様、注意点等の説明

（イ）質疑応答等

エ その他

企画提案募集説明会に参加する者は、令和6年7月22日（月）12時までに、島根県商工労働部産業振興課（5 企画提案競技に関する問合せ先）へ以下の（ア）～（エ）を記載した企画提案募集説明会参加申込書（様式自由）を電子メールにて送付すること。メール表題は【次世代産業マッチング支援業務 説明会参加】とし、必ず到着確認の電話を行うこと。

（ア）企業（団体）名

（イ）出席者の所属、役職及び氏名

（ウ）担当者の所属、役職及び氏名

（エ）担当者の連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）

なお、企画提案募集説明会での質問に対する回答は、令和6年7月29日（月）までに、下記(4)の質問に対する回答と合わせて、島根県産業振興課ホームページに掲載する。

(4) 企画応募に関する質疑・回答

令和6年7月25日（木）12時までに、「質問書（様式3）」を電子メールにより、島根県商工労働部産業振興課（5 企画提案競技に関する問合せ先）に提出すること。送信後に必ず到着確認の電話を行うこと。（電話での質疑は受け付けない。）

(5) 参加の意向確認

参加の意向を確認するため、令和6年8月2日（金）午後5時15分までに、「参加表明書（様式1）」及び添付書類を持参又は郵送（必着）により、島根県商工労働部産業振興課（5 企画提案競技に関する問合せ先）に提出すること。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時15分（土、日、祝日除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

(6) 企画提案書の提出方法

ア 提出書類

次世代産業マッチング支援業務 提案競技 実施要領（以下、「提案競技実施要領」という。）による。

イ 提出方法

令和6年8月9日（金）午後5時15分までに、持参又は郵送（必着）により、島根県商工労働部産業振興課（5 企画提案競技に関する問合せ先）に提出すること。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時15分（土、日、祝日除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

ウ 留意事項

提案競技実施要領に記載する。

(7) 選定審査の実施

選定審査は、別に設置する「次世代産業マッチング支援業務 委託候補者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行う。

なお、応募資格を有しない者又は委託料上限額を超える者は、失格とする。また、提案者が多数の場合は、書面による事前審査を行うことがある。

ア 日時

令和6年8月20日（火）午前10時から12時まで【予定】

上記日時は予定であり、詳細（日時、場所、提案競技順等）は、8月16日（金）までに、電子メールで通知する。

イ 実施方法

現地開催。オンラインによる出席も可。

ウ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階 605会議室

エ 委託候補者の決定

選定審査結果1位の事業者を委託候補者とするが、1位の事業者が契約を辞退した場合は、順次順位を繰り上げることとする。

オ 選定審査結果の通知

文書により、提案者に対してそれぞれ通知し、選定審査の経緯については、公表しない。また、選定審査結果に対しての異議は受け付けない。

3 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した委託候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額等

委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、採択された企画提案に基づき、県と委託候補者とが協議し、委託内容、仕様等を決定する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付することとする。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

4 その他

(1) 本提案競技において提出された書類等は、他の目的には使用しない。また、事業終了後においても一切返却しない。

(3) 企画提案に要する費用は、基本的に提案者負担とするが、次世代産業マッチング支援業務 提案競技実施要領 7 企画提案書に定める所定の要件に合致した適正な提案書を作成し提出した企業に対しては、企画提案に係る経費を、1 提案あたり 20,000 円（消費税等含む）支給する。支給は、単独の法人はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して行うが、受託者及び資格審査により参加資格のないものに対しては支給しない。

5 企画提案競技に関する問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県商工労働部産業振興課 担当 岩田、広瀬、高木

電話 0852-22-6395

ファクス 0852-22-5638

電子メール healthcarebiz@pref.shimane.lg.jp